

コミュニティに関する取組について (第9条)

条文の意図 (第9条 コミュニティの尊重等)

・市民と市は、市民が暮らしやすい地域社会を築く上でのコミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。
 ・市は、自治運営の基本原則である協働の原則を踏まえ、コミュニティの自主性や自律性を損なわないよう、自治推進のための環境づくり、施設等の開放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していく必要がある。

※「コミュニティ」の定義

「居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」(自治基本条例)
 町内会・自治会、市民活動団体・ボランティアグループ、PTA、青少年団体、社会福祉協議会等の福祉団体、商店街、趣味のグループ・サークル等
 (都市型コミュニティ検討委員会報告書)

町内会・自治会に関する現状と取組

町内会・自治会の現状(平成24年4月現在)

- ・町内会・自治会数 649団体 (うち、認可地縁団体数21団体)
- ・加入世帯数 441,416世帯(加入率66.0%)

➤ 町内会・自治会活動の活性化に向けた取組

- ・活動内容の周知(転入者へのパンフレット配付、市ホームページ、市政だより等による広報)
- ・表彰制度
- ・補助金・助成金制度の活用 ほか

町内会・自治会における地域活動

- ・防災(自主防災組織による避難誘導訓練など)
- ・交通安全活動、夜間パトロール、防犯灯設置・管理
- ・資源の分別回収、統一美化活動
- ・市政だより等の配付
- ・高齢者世帯の見守り、小・中学校との連携 ほか

➤ 川崎市全町内会連合会による取組

- ・住民自治組織の活動助成、区町内会連合会・市等との連絡調整、活動事例の調査研究、ホームページの運営 ほか

➤ 川崎市市民自治財団による取組

- ・町内会・自治会会館等の寄付受入及び貸付 ほか

市民活動団体に関する現状と取組

NPO法人等の現状

- ・NPO法人数(※1) 330
平成25年3月末現在

- 認定2 仮認定1(※1)
条例指定3(※2)
平成25年7月10日現在

- ※1 市内のみ事務所を所有
- ※2 市内で一定の公益的活動を行っている

市民活動支援指針(平成13年9月策定)

- ・4つの活動資源の柱(活動の場、資金の確保、人材育成、情報の共有化)の視点から市民活動団体を支援
- ・中間支援組織を通じた、研修等による人材育成、助成金、交流の場・情報窓口の提供等を実施

指針の改訂に向けた検討(予定)

- ・社会状況の変化へ対応するため指針改訂を検討
- ・平成25年6月～ 庁内検討会議の設置
- ・平成25年12月～(仮称)指針検討委員会の設置
- ・平成26年度末 改訂した指針の公表

コミュニティに関する様々な取組

都市型コミュニティ検討委員会 (平成20年4月設置)

- ・町内会・自治会、社会福祉協議会、学識経験者、公募市民などで構成する委員会を設置
- ・地域コミュニティ活性化に向けた課題や解決手法等について、区域、場、人材、資金、連携・情報の視点から平成22年3月に報告書を取りまとめた。

地域コミュニティの活性化に向けた考え方 (平成23年3月)

- ①「町内会・自治会」活動支援策 ・行政依頼事務軽減など
- ②「市民活動団体等」への支援策 ・市民活動センターの開設
- ③都市型コミュニティ検討委員会報告書を踏まえた取組 ・地域コミュニティ活性化策の推進、連携による活性化策の検証

○地域コミュニティ活性化連携モデル事業の実施 (平成23、24年度)

地区社会福祉協議会

- <目的>
・地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が担い手となり、互いに「支えあうこと」を目的に活動する任意団体(40団体)
- <構成員>
・町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉団体等
- <活動例>
・会食会、敬老のつどい、リハビリ教室、母親クラブ、ふれあいサロン、福祉バザー、広報紙等

○第3回川崎市地域福祉実態調査(健康福祉局 平成25年1月実施)

- (20歳以上の男女5,950人を対象、無作為抽出 有効回収率45.7%)
- ・助け合いをすることができる「地域」の範囲は「町内会・自治会程度」が45.9%、「隣近所程度」(34.3%)も含め約8割占める

○大型集合住宅住民組織支援事業(中原区 平成22年度～)

- ・小杉駅周辺の大型集合住宅における地域課題の解決に向けた新たな地域コミュニティづくり
- ・地域デビュー講座、シンポジウム、コミュニティ形成講座等の開催、マンション住民アンケートの実施

○地域との連携・協働による子育て・子ども支援

- ・地域教育会議(中学校区全51か所と行政区7か所)による取組など

他都市におけるコミュニティ施策推進事例

条例化によるコミュニティ活性化事例

- 京都市地域コミュニティ活性化条例
・市、住民組織、事業者等の連携の下に、住民による地域活動を支援し、地域コミュニティ活性化を目指すもの。

○その他の事例

- ・豊中市地域自治推進条例、金沢市集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に関する条例

地縁型団体と市民活動団体との連携・協働に関するマッチング事例

○小田原市「市民活動団体ネットワーク形成事業」

- ・町内会・自治会とNPO法人・ボランティア団体との協働(連携)を推進するため、市民活動サポートセンターが中心となり、両者の交流の場づくり(マッチング)を実施し、相互補完による地域課題の解決を目指すもの。
- ・NPO法人等の活動内容の町内会・自治会への周知、自治会への協働ニーズのヒアリングなどを実施。
- ・マッチング実績 平成25年度 9件(予定含む。)

課題認識に関する論点

<取り巻く状況>

- ・生活様式・価値観の多様化
- ・少子高齢化、核家族化の進展、単身世帯の増加
- ・大規模マンション建設に伴う転入者の増加

- ・地縁意識の希薄化、地域課題(子育て・教育・介護等)の顕在化
- ・東日本大震災をきっかけとする防災意識の高まり

<町内会・自治会が抱える課題>

- ・加入率の低下
- ・役員の高齢化・固定化
- ・行政からの依頼事務に対する負担感

<市民活動団体が抱える課題>

- ・分野を超えた団体等のネットワーク構築の必要性
- ・人材育成不足
- ・地域コミュニティに根ざした活動への参画

<コミュニティ活性化支援の方向性>

- ・多様な主体との連携による活性化支援
例:コーディネータの活用によるマッチング等
- ・地域コミュニティに関する情報提供・情報共有
例:若い世代が関心を持つテーマでのつながり、きっかけづくり
- ・中間支援機能のさらなる充実と活性化
例:市民活動センター、市民自治財団の活用